



平成 25 年 2 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社ウェアハウス

代表取締役社長 清水 松生

(コード番号 4 7 2 4 東証 1 部)

問 合 せ 先 取締役管理統括マネージャー 植田 季明

電 話 番 号 0 3 - 3 8 6 0 - 7 8 0 1 (代表)

E-mail: whk@warehouse.co.jp

臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集のための

基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成25年2月8日付で開始された株式会社ゲオホールディングスによる当社を対象とする公開買付けが成立することを条件として、平成25年5月開催予定の当社の臨時株主総会及び普通株式の株主による種類株主総会招集のための基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 臨時株主総会及び普通株式の株主による種類株主総会招集のための基準日等について

当社は、平成25年5月開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び同日開催予定の普通株式の株主による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といい、本臨時株主総会と本種類株主総会を総称して「本株主総会」といいます。）における権利を行使することができる株主を確定するため、平成25年3月31日（日）を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その権利を行使することができる株主とすることを決議し、下記のとおり当該基準日に関する公告（以下「本基準日設定公告」といいます。）をすることといたしましたのでお知らせいたします。

- (1) 基準日 平成25年3月31日（日）
- (2) 公告日 平成25年3月15日（金）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）
<http://www.warehouse.co.jp/>

2. 本株主総会の日程及び付議議案について

平成 25 年 2 月 7 日付当社プレスリリース「支配株主である株式会社ゲオホールディングスによる当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」においてお知らせしておりますとおり、完全子会社化手続を実施するため、当社は本臨時株主総会においては、①当社において普通株式とは別の種類の当社株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②上記①による変更後の当社の定款の一部を追加変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付す旨の定款の変更を行うこと、及び③全部取得条項が付された当社の普通株式の全部（当社が所有する自己株式は除きます）取得と引き換えに別の種類の当社株式を交付すること等の議案を付議する予定です。当社は、本臨時株主総会において、上記①の定款変更議案が決議されますと、会社法上の種類株式発行会社となります。会社法第 111 条第 2 項第 1 号により、上記②の定款変更には、本種類株主総会の承認が必要となりますので、本臨時株主総会と併せて、本種類株主総会を開催することを検討しており、上記基準日設定公告により、本臨時株主総会及び本種類株主総会招集のための基準日も設定することとしております。

また、本株主総会の開催日及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以 上